特 集 宗教の自由と政教分離

対談 何のための政教分離なのか

―フランスのセクト規制法が逆照射する日本―

齊藤小百合¹・金塚彩乃² 司会 田中浩喜³ 2024年8月12日実施(於 東京大学)

2022年7月の安倍晋三元首相銃撃事件以降、日本社会ではフランスのセクト規制が言及されることが増えた。戦後の日本国憲法が定める政教分離は、アメリカのそれとしばしば比較されるが、政教分離を法制化しているフランスも、日本の政教分離を考えるうえで重要な参照点になる。そもそも政教分離は何のためにあるのか。その理念を日本に根付かせることはできるのか。今回の対談では、憲法学の観点から日本の政教関係に取り組んできた齊藤小百合氏と、弁護士としてフランスのセクト問題に携わってきた金塚彩乃氏に、日仏の現状と今後の展望について、比較の視座から語っていただいた。



1 さいとうさゆり:恵泉女学園大学教授

2 かねずかあやの:第二東京弁護士会弁護士、パリ弁護士会弁護士

³ たなかひろき:日本学術振興会特別研究員(PD)、宗教情報リサーチセンター研究員

フランスにおける「セクト」規制の現在

田中 本日は「フランスのセクト規制法が逆照射する日本」というお題で、フランスの政教分離とセクト問題の専門家でいらっしゃる金塚彩乃先生、そして日本の憲法、とりわけ良心の自由・政教分離問題の専門家でいらっしゃる齊藤小百合先生にご対談いただきます。

2022年の安倍元首相銃撃事件以降、日本では統一教会問題が議論されてきました。国家が宗教問題にどの程度介入すべきかが議論されるなかで、日本のフランス研究者を驚かせたのが、「フランスのセクト規制法を日本に導入しよう」「フランスのセクト規制法を参考にすればいい」という声が聞かれたことです。2001年に制定されたセクト規制法、あるいは1995年末に提出されたいわゆるギュイヤール報告書の173のセクトのリストや10の指標が注目されました。とはいえ、このフランスのセクト規制法については、日本ではまだ充分に知られていないと思います¹)。また、2024年5月にはセクト規制法が改正されましたが、この情報も日本にはほとんど入っていません。

このフランスのセクト対策について、第一線で活躍なさっている金塚 先生²⁾ にお話をうかがえればと思います。また、日本の統一教会問題に ついては専門家の間でも対応に関して意見が分かれていますが、国家に よる宗教への介入をどう評価すればいいのかというお話を、フランスの 事例との対話のなかで齊藤先生から聴かせていただきたいと思います。

齊藤先生は恵泉女学園大学人間社会学部の教授で、近年は統一教会問題に関してメディアで情報や見解を発信されているのみならず、民間の憲法集会でもたくさん登壇されており、啓蒙活動を盛んに行なわれています。また、政治と宗教だけではなく、軍事などの問題についても議論されております。ご著書『打ち捨てられた者の「憲法」』(いのちのことば社、2019年)は、戦後日本の護憲派のエッセンスが詰まった本です。

金塚先生は日本とフランスの両方で弁護士資格を持つ国際弁護士としてご活躍なさっております。統一教会問題が起きてからはフランスのセクト規制に関する情報を盛んに発信されており、この分野では第一人者

ということで、本日お話をうかがえることをうれしく思います。金塚先生も宗教問題・セクト問題の他に、住宅の問題であったり民法の夫婦同姓に関する問題でも大変活躍されているとうかがっております。

というわけで、さっそく本題に入っていきます。フランスで2001年に成立した「セクト規制法」はどういう経緯でできた法律なのでしょうか。また、フランスのセクト規制は今どうなっているのでしょうか。金塚先生にうかがいます。よろしくお願いします。

金塚 よろしくお願いします。セクト問題だけではなくコロナ対策も含め、フランス法に関する言説は日本では独り歩きしてしまっており、実務感覚としては圧倒的に違うと感じますので、私の知っている範囲でフランスの動きを紹介させていただきます。まず名前ですけれども、「セクト規制法」とか「セクト禁止法」と言われることのあるものですが、直訳すると「人権と基本的自由を侵害するセクト的動きの予防と抑制を強化するための2001年6月12日の法律」という長い名前で、セクト規制という言葉自体が入っているわけではありません。ただ、便宜上よく「セクト規制法」という言い方をさせていただいているので、それを使わせていただければと思います。

2001年にこの立法がなされたということについては今まで色々な研究・発表・紹介があったと思いますけれども、これ自体、1980年代から注目を集めていたセクトにどう対応していくかということについての、2001年時点のフランスによる一つの結論だろうと考えております。先ほどご紹介のありました1995年のギュイヤール報告書の段階では、どういった団体をカルト認定するかといった形でのリストがあって、信教の自由を侵害するということでかなり批判もされました。それに対し2001年に制定された法律は、どこをセクトと規定するということではなくて、セクト的な動き、つまり人権を侵害するような行為・行動を、一定の信教の自由に踏み込まない範囲で取り締まり、外部的な規制を加えていこうという観点から立法されたものだと理解しております。

この2001年法のときに議論になったのが、セクト対策ということで

いわゆるマインドコントロール罪を立法するかどうかということでした。そこに関しては、マインドコントロールという言葉は入れなかったけれども、一定程度の精神的・心理的・身体的な隷属状態に人を置くこと、その状況を利用して、被害者の心身あるいは財産に対して重大な影響を及ぼすような行為、これを一定の犯罪と類型化して取り締まり処罰していくことになりました。

ということでセクト規制法は、定義上はセクト対策だけではなくて様々な行為類型に適用可能だといわれて導入されました。けれども、実質的には心理的な脆弱性に付け込んでその状況を作り出してということなので、セクト対策が目的であることは立法経緯からしても明らかです。その特殊性についてはまた後ほどお話ししたいと思います。

そういった無知あるいは脆弱な状況を不正に乱用する罪が刑法典に加えられたのが2001年でした。日本で安倍元首相襲撃事件の後に注目を浴びたのはここの部分だけでしたが、2001年法はもうちょっと幅が広く、個人ではなくて宗教法人として犯罪を行なった場合の法人に対する罰則、特に未成年者に対するカルト的・セクト的活動の広告制限、心理的な脆弱性を利用された被害者自身に代わって一定の団体が刑事告訴をしたり損害賠償を請求できる被害者参加制度、これらをセットにして被害者対策を講じるものでした。

田中 ありがとうございます。セクト規制法についてよく分かりました。日本で知られているのは、いわゆるマインドコントロールを念頭に置いて「無知脆弱状態不法利用罪」を定めている第20条、そして法人解散規定を定めている第1条のふたつです。しかし先生のお話からは、それだけではなくて、民間の反セクト団体の私訴原告権などを含む、もう少し幅の広い総合的な法律なんだということがよく分かります。ここでお尋ねしたいのですが、これまでのフランスで、この第1条や第20条の適用事例はあるのでしょうか。

金塚 非常に使いにくいものだとは言われています。ただ、あまり多く

はないのですけれども、セクト規制法の適用例には何件か刑事裁判の判 決が出ています。例えば2004年の裁判に関しては、リーダーが「自分 はキリストの生まれ変わりで信者は使徒なんだ | と主張するなかで、「字 宙人の助けを借りて人類を救済する | という終末待望論が出されていた り、思考を破壊するようなテクニックが使われていたりとか、トランス 状態・異常な状況を招来したり、屈辱的なイニシエーションで被害者の 自尊心を壊す、反対する家族を排除するなど、本人たちを衰弱させるよ うな状態を繰り返し作った行為について、無知脆弱状態不法利用罪が適 用されました。他にも「ユダヤとフリーメイソンの陰謀から家族を守る」 と言っていたグループの代表者がこの事例の適用対象になったりと、何 件かはあるみたいです。しかし、どう脆弱状態を作り出したのか・利用 したのか、ということが立証しにくいので、例えば、サイエントロジー のケースとかでは、直截に詐欺罪が適用されて、そちらで処罰をしてい るということです。フランス政府としても、暴行・脅迫、性的侵害罪、 薬物に関する罪や、よくある犯罪としてはセクト団体で無償で働かせる 行為が労働法違反になるので、新しいセクト規制法だけではなく、もう ちょっと広く一般的な法律をどんどん適用して摘発してくださいという ことを地方公共団体に対して啓発しています。

田中 私の知るかぎり、第1条の法人解散が適用された事例は知らないのですけれど、どうでしょうか。

金塚 私の知るかぎりも、第1条の適用での解散はありません。他の法律を使っての解散とか、イスラム原理主義の団体解散とかはありましたけれども。

田中 ないですよね。ちなみに、法律の立て付け的には司法解散、つまり、裁判所が判断して解散させるのか、それとも行政解散なのか、どちらなのでしょうか。

金塚 あれは司法裁判所を通してということでした。今まで、これ以外の別の法律に基づいて解散させてきたのは行政解散のほうです。

田中 セクト規制法の立て付けは司法解散になっているけれども、この 法律以外を使って実際に行なわれた解散に関して、例えばいわゆる「過 激派」のモスクの解散は最近フランスでよくなされていますが、あれは 行政解散ということですね。

金塚 そうですね。政教分離原則との関係では、あまり信教の自由の領域に入っていってしまうと分離原則に違反してしまうのではないかということが、2001年の法律のときにも大きく議論されました。政府のほうで一定の団体をカルト・セクトだと決めつけて介入するとライシテに反するのではないかということから、法律の立て付けとしては信仰の内容には入らず、あくまでも外部的な犯罪行為について対策を取っていく、外部的に人の自由や権利を侵害する行為は信教を超えて法や政治の世界の話になるので政府や裁判所が介入できる、というふうに切り分けを一所懸命しようとしているところです。それでも批判はあるわけですけれども。

なので、先ほど申し上げた正式名称のように、「セクト的動き」から「自由」や「人権」を守るということになっています。「セクト規制法」と言ってしまうと信仰の中身を対策しているような形になりますけれども、あくまで外部的に現れてきたものに対策をしようということになっています。とはいっても、実際の適用例を見ると「何を教えて布教していたのか」という中身の部分も出てくるので、難しいことはあるかもしれません。

田中 フランスでは1998年にミルス (MILS:各省合同セクト対策室) という首相直属のセクト対策機関が設けられましたが、2002年にはミヴィリュード (Miviludes:各省合同セクト的逸脱警戒対策室) に改組されました。これを契機にフランスのセクト規制は性格を変えたと言われますが、現場をみてこられた先生の感覚ではいかがでしょうか。

金塚 ミヴィリュードについて、特に今回の2024年の法律でまた大きく位置づけがはっきりしました。2002年は監視・情報収集とか様々な提言を行なうところとして政令レベルで設置されたものだったのですけれども、2020年に市民権担当大臣が所轄することになってより活発なものにしていこうという方向性が示されたなかで、2024年によりきちんとした法律上の根拠規定を与えられて、今後ますます活発な活動がなされるのではないかというのが最近の変化だと思います。

田中 ありがとうございます。フランスで2001年にセクト規制法が制定された直後、アメリカで9.11の同時多発テロがあり、それを契機にフランス社会ではセクト問題が後景化し、イスラム過激派問題が前景化したと理解しています。これに伴って、ミヴィリュードの活動はとりわけ2010年代のあいだは停滞した印象を受けているのですが、この認識は正しいでしょうか。もうひとつ、今回2024年のセクト規制法改正でミヴィリュードの法的地位がより強固になったという話ですが、セクト対策のあり方自体にはどのような変化があったのでしょうか。

金塚 2001年から2010年代の動きは、おっしゃるとおりだと思います。セクト問題への関心が薄れていったということも事実だと思いますし、長いこと「ミヴィリュードは何やっているの」という話になっていたようです。

このミヴィリュードの活動がコロナ禍においてクローズアップされたというのが大きいと思います。通常の医療行為を受けさせないような団体があるのか、どうなっているのかというのは、ミヴィリュードが活動停滞していたなかでの2016年の活動報告書でも着目していたみたいですけれども、コロナ禍が始まってからこの問題が大きくなりまして、ワクチンが出てくる前から、コロナはどんなものなのかとか、陰謀論的なものと相まって、こういった治療を受ければコロナが治るとかコロナに絶対かからないとか、そういった形での話が増えていました。

何かセクト的な動きがあった場合、ミヴィリュードには簡単にオンラ

インで通報できることになっていますが、これが著しく増えていて、通報件数は2020年から2021年の間にプラス33%、2015年と2021年を比べると実に86%増えました。その中身を見ると代替医療関係のものが多く、コロナ禍と関連したセクト的活動の台頭からミヴィリュードの存在感が増してきて、何か対策しなければいけないのではないかと言われて出てきたのが、今回の2024年5月10日の法律です。

これ自体はいきなり出てきたわけではなく、2023年3月9~10日にコロナ禍を踏まえた「セクト的逸脱に対する戦いに関する国民会議」が開かれており、様々な省庁や民間の被害者支援団体、裁判官・弁護士・法律家や医療関係者も含めて議論が行なわれ、3つの大きな柱に分かれる13の目的が出てきました。このなかで法的な対応を強化していくべきだという提言がなされていまして、その多くを取り込んだのが今回の2024年の法律になっています。

これが何をしたかということですけれども、まず第1条は、先ほどお話ししたようにミヴィリュードに法的根拠を与えるということでした。



金塚彩乃(かねずか・あやの)

第二東京弁護士会弁護士、パリ弁護士会弁護士。1972年生まれ。関連する概説に「フランスのセクト対策とその理念」(塚田穂高・鈴木エイト・藤倉善郎編著『だから知ってほしい「宗教2世」問題』筑摩書房、2023年)、「フランス「セクト規制法」二〇二四年の改正問題」(島薗進〔他〕『宗教・カルト・法旧統一教会問題と日本社会』高文研、2024年)など。

もう一つ、無知脆弱状態不法利用罪といったものが法律的に読みにくくなっていたので整理したという部分があります。それとともに、医療の様々な法律をまとめた「公衆衛生法典」を改正し、多大な損害を与えるような代替医療の呼び掛けや、通常医療を受けることを差し控えさせるような呼び掛けをオンラインで行なうことを禁止・刑事罰とすることになりました。日本との関連ではそのあたりが目玉でした。

あとは被害者のサポートを強化することが2024年の法律の柱として強調されています。2001年のセクト規制法でも被害者救済は全面的に出されていましたが、2024年5月10日の法律は、名前が「セクト的逸脱に対する戦いを強化するとともに被害者のサポートを改善することを目的とする法律」となっていまして、被害者法ということが全面に打ち出されているところが重要だと思います。元々この無知脆弱状態不法利用罪というのは1810年のナポレオン刑法典の頃からフランスにあったもので、弱い立場にいる人からお金を引っ張る行為を処罰していました。これを2001年法が改正して、いわゆるマインドコントロールを乱用して人に損害を与える行為を処罰することになっています。今回はたまたまセクト問題の局面で出てきていますけれども、恐らくライシテの問題とは違う観点から、フランス法の大きな特色としての「脆弱な人を守ろう」ということを検討することが重要だと思います。

これが明確になったのがコロナ禍で、日仏政府の対応を見ると違いが明らかです。フランスが一番初めに行なったのは、ホームレスの人たちが泊まる場所をまず確保してから緊急事態宣言を発令したり、宣言が出たときに大統領がホームレスの人の施設に行ってソーシャルワーカーたちにお礼を言うということで、その姿勢が明らかでした。2020年3月23日に緊急事態宣言を発令した2日後には、弱い人が困らないようにという一連の法律を政府の委任立法で出していった。日本では、ネットカフェ難民みたいに、家賃が払えなくて家を追い出されてしまった人や、サービス産業が駄目になって女性が解雇されて家を追い出されるケースが増えた、ということが問題になりましたけれども、フランスには、冬の間は絶対に追い出してはいけない、家賃の未払いがあってもラ

イフラインを切ってはいけないという法律がありまして、その適用期間を7月まで延ばしたりと様々な対応をしていました。フランス法では、この被害者救済というのがここだけではなく色々な場面で出てきます。日本からセクト対策だけを見ると「そこまでやるのか」と思うかもしれないのですが、これは全般的なフランス法の傾向だと、実務的に見ても思っています。

もう一つ、今回の2024年法が成立するに当たっては、政府が2023年の12月に法案を出してから、両院協議会を開いても、もう一回上院と下院でも一致せず、最終的に下院のほうで法案を可決して、さらに憲法院が一部違憲判決を出したりと、かなり紆余曲折を経て長い時間がかかりました。特に、代替医療を勧めたり通常の医療行為を受けるのを差し控えさせるようなインターネットでの呼び掛けを規制するのが表現の自由・信教の自由に違反しないのか、医療行為を選ぶ患者自身の権利を侵害するのではないかと喧々諤々の議論になりました。上院は保守的に考えて、下院がどんどんやろうということで修正案を加えていくわけです。ただ、最終的には憲法院も、そこは違憲ではないという見解を出しています。

これも別にセクト対策だけではなくて、元々フランスはインターネットの利用に非常に敏感になっていました。例えばフランスで今年の3月に憲法に入った女性の人工妊娠中絶をする権利は、合法化されたのが1975年ですが、その後、女性や医療機関が人工妊娠中絶を行うことへの妨害を罪にする法律ができ、2016年の法改正で、女性に対して人工妊娠中絶を受けさせないことをインターネットで呼び掛ける扇動的言動が禁止されるようになりました。ここにも今回との連続性を見ることができると思います。弱い立場にある人の判断を曲げず、ちゃんとその人の判断が尊重されるような方向、そうではないインターネットの活用を規制するというものがフランスの考え方であり、その一つの表れが今回の2024年の法律だと思っています。

日本でこの話だけすると唐突なんですけれども、フランスの場合は割 と連続性があるなかで出てくる。もちろんフランス国内でも批判はあり ますけれども、そのような連続性のなかでこういった法律を見ていくことが重要かなと思っていますし、ひいては日本法の足りなさや脆弱性を 逆に炙り出すのではないかなと思っています。

田中 ありがとうございます。2001年のセクト規制法や2024年のセクト規制法改正だけに注目すると、フランスは厳しいセクト対策を行う監視国家という、おどろおどろしいイメージが先行してしまうかもしれませんが、先生のお話を聴いていると、2001年法も2024年法も、弱い人や小さい者を守るという近代フランス法の精神に支えられていることがわかります。ところで、日本でも「神真都Q」が話題になりましたが、フランスでもQアノンのような陰謀論はやはりあるのでしょうか。

金塚 結構あるみたいで、ミヴィリュードの2022年の活動報告では、 セクトと陰謀論を一緒に捉えて注意を払っていこうという形でやってい ます。なのでおそらく、陰謀論もこの法律の適用対象にしたいという意 思はあるのだろうと思います。

田中 ありがとうございます。今回の国会での議論を見ていて面白いなと思ったのは、2001年法の時点で規制の対象になっていたのが具体的な宗教団体だったのに対して、今回の2024年では、もはや宗教団体とは言えないような陰謀論とか、情報化社会でネットワークの上を泳ぐような「危険なもの」が規制の対象になっているように見えることです。

また、日本で「フランスの2001年反セクト法が参考になる」という 議論があるときは団体規制の文脈で言っていると思うんですけれど、こ の2024年法は今の日本でどう見ればいいのかということも気になりま す。「2024年の法改正はフランスでは今もセクト規制が盛んである証拠 だ」という物言いをすると、あくまでも団体に対する厳しい規制が続け られているように見えるのですが、今回の2024年法の改正ではター ゲットがややズレたような感じがしております。その点はいかがでしょ うか。 金塚 フランス法的には団体規制は言いにくいので、2001年も全面的な団体規制というよりは、団体が行なったことへの規制をかけるということだったと思います。その精神はそのまま生きていると思うのですけれども、フランス法的に出てくるのは「個人をどう守るか」というところで「その団体規制は手段だ」という位置づけだと思っています。ただ、もはや団体とは言えないようなセクト的な動きが問題視されているというのはおっしゃるとおりで、「グル2.0」みたいな言い方もされていますけれども、インターネット空間での個別的な小さな団体や個人がやっていることにどう網を掛けるべきかというのが、2024年のもう一つの柱の、インターネットを通じた呼び掛けの規制だと思います。

元々の無知脆弱状態不法利用罪は、確かに今までない状況に直面しています。ただ、ブレていないのが個人を守ろうということで、ここはフランスのすごく伝統主義的な部分というか、対イスラムの問題でもそうなんですけれど、「啓蒙主義の国なんだ」というところに必ず話が戻ります。2001年の立法趣旨のときにもそういった話が出てきたり、2024年は正面からは言ってないですけれども様々な所で言われていまして、イスラムのテロの後の大統領スピーチも、すぐ啓蒙思想の話に光と闇を対比させて、「人の理性や判断能力を奪って暗黒主義に陥らせることは、フランス政府としては認められない」というところがあります。それを今の「グル2.0」みたいなものにどう適用できるのかという模索の状況にあるのだと見ています。

田中 2024年のセクト規制法改正については、セクト問題が拡散して対策の焦点がズレたのではないかという記事を書いたことがあるのですが³⁾、そこでも「弱い人を守る」というフランス法の精神が一貫していることがはっきりわかりまして、より立体的に今回の改正をとらえることができるようになりました。

ただ、2024年の法改正については『ル・モンド』や『リベラシオン』などの全国紙をみていても報道は大きくありません。現代フランスの宗教問題としては、やはりイスラム過激派——最近では「分離主義」と言

われています⁴⁾ — の問題が中心にあると思います。2020年には、ムハンマドの風刺画を授業で用いた中学校の先生が、過激派に惨殺される事件が起きました(いわゆる「サミュエル・パティ事件」)。こうしてみると、今回の法改正は評価が難しく、「フランスは昔も今も積極的なセクト対策をしてきた(だから日本もそれに倣うべきだ)」と言うと、実像とズレてしまうのではないかという感覚を持っています。

金塚 フランスは、政教分離のなかでキリスト教的なものを排除しようとがんばっている面は確かにあるのですが、コロナ禍のときにとにかく人の助け合いの精神が出てきて「お金がもったいない」とは言い出さなかったように、根底の精神として友愛的なものがあり、「弱い人を守る」とか「連帯」に、キリスト教的な基礎の影響の大きさをいつもすごく感じています。私自身は宗教を持っているわけではないんですけれども、こういう状況を見ながら日仏の比較をしていると、キリスト教的なベースがない日本で、どうしたら人に温かく優しい法律ができるんだろうかというのが関心対象で、勉強したいなと思っています。これは実務をやっているときの感触にしかすぎないんですけれども、日本法の一種の冷たさというか、ちょっと突き放したような客観的な距離感を感じています。

田中 非常に面白い論点です。齊藤先生、いかがでしょうか。

齊藤 いま話題に出ている「弱い存在を守る」ということは、日本の人にそのままの言葉で伝わってしまうと、すごく反発や誤解を受けるところがあります。例えば在日朝鮮人は、日本に連れてこられたのに敗戦後に日本人から切り離され(1947年の外国人登録令、52年の法務府民事局通達)、長らく、社会的にないものとしてひどい扱いを受け、弱くされてきた人たちです。その在日朝鮮人が多少なりともこの社会のなかで認知されるための法制度(1991年の特別永住者制度など)を、在特会は「いや、それは特権である」と叩くわけですよね。他には、生活保護を

受けることだって当たり前の権利だけれども、それが当たり前ではないかのような社会の雰囲気があるじゃないですか。ここのところ、政治とカネの問題で、「むしろ社会の中でも強い人たちが上前をはねてこの社会ができあがっているんじゃないの」みたいなことが出てきているから潮流が少し変わってきているかもしれないけれど、やはり日本社会では引きつづき、例えばポジティブアクションみたいなもので「これだけ女性が抑圧されてきているなかで、それを何とか男並みに平等にしていきましょうよ」ということをやろうとするのに対して、「いや、それは女性の優遇でしょう?」という意見が常にやってきてしまう。

フランスの文脈では、社会的に脆弱な立場に追い込まれている人、放っておけば脆弱なままに打ち捨てられておかれてしまう人たちに対し、一定の違った取り扱いをすることによって、例えば女性なら女性、障害のある人なら障害のある人、ホームレスの人たちはホームレスの人という属性から解放されるところがあると思うのです。そういう属性によって弱くさせられて縛られている、その範囲の中でしか行動できない・判断できないというところから解放してあげることによって、フランス憲法上、私の知り得るかぎりの一番の核心にある権利主体みたいなもの、個人一人ひとりの合理的な判断をちゃんと出させる。そのように、色々とくっついてしまっている属性、女性なら女性という属性から解放しますよということのために、脆弱にされている人たちを守るという観点があると思うのですよ。

だけど日本では、「弱い人を守る」と端的に言ってしまうと、それがちゃんと伝わらない。本来は、日本で立憲主義を牽引してきた樋口陽一先生の表現でいえば、自分の理性をもって判断できる「強い個人」が前提にされて構築されている憲法理論であり、その上に乗っかっている法制度だと思うんですよね。それは、日本の文脈で語られる「弱い人を守ります」というのと、どこかでズレるところがある。要するに、属性から解放されて尊重される個人というのは、その人が自分で考えて、ぎりぎり判断して、声を出してくる意思表示みたいな、ものすごく、きつい・苦しい・強い存在だと思うんですよ。そういう強い意志を持つ人た

ちというのは、最近また脚光を浴びている「青い芝の会」(60~70年代の『母よ!殺すな』やバス闘争で知られる障害者運動)のように、ある種、過激な行動かもしれないけれど、日本のなかでもいないわけではないのですよね。この人たちは、健常な人をベースにして作られている乗り合いバスだと移動ができず、健常者中心に造られている社会のなかで移動の自由を否定されているわけです。今でも電車のなかで「お客さま対応中」というアナウンスが流れて停車時間が長くなっちゃったりするんだけれど、それによって彼らは健常者と同様に移動の自由を確保することになるわけですよね。しかし、健常者目線で見ると「面倒くさい」と思う人もいるかもしれないし、特別扱いだと映る。

アファーマティブアクションやポジティブアクション、今回のテーマとの関係でいうとエホバの証人の剣道受講拒否事件も、否定されて弱い存在にとどめおかれているのを元に戻す、圧倒的に多数派である健常者の人たちと同じくらいにするというだけのことです。日本ではこれが優遇措置や特別扱いだと見られがちですが、そうではないはずだと思います。

フランス法が脆弱な存在を守るということを聞いたとき、これまでの 自分の理解と接合しなかったのです。けれども、みなが自由に活動でき るようにするために、弱くされている人たち、脆弱な人たちを守るとい うところに関心があるのが特徴だということを咀嚼してみると、これま での理解と接合するように理解しました。

あと、コロナ流行のなかでまず何をやったかはすごく対照的だと思います。フランスではホームレスの人たちについて何とか居場所を確保した、ということでした。それに対しこちらは何をやったかというと、学校の一斉休校です。3月の春休みでもあったから、そのまま延長するのは簡便だったかもしれません。しかし、裕福なご家庭はそれでよくても、脆弱なシングルの家庭にとっては、休みが短いほうがよいわけです。そのような家庭のほうが多いなかで学校の一斉休校というのをやってしまえばお母さんたちが困るというのは、誰か女性が入っていれば分かったことじゃないかと思うんですけれども、やってしまった。DV そのものではなくとも家庭内での緊張が高くなってしまったりすることへ

の目配りも全然ないままに、とても脆弱なところをさらに脆弱にした。 そして、お金の使い方としてはマスクをやってみたり、ということなん ですよね。この違いをどう考えたらいいか。この日本で単に上っ面のカ ルト規制を導入しても、「被害者の自由を奪っている組織だからそれに 対しての対策をしましょう」「弱くされている人たちの自由をもう一度 回復してあげましょう」という観点が浮かび上がってくるような法制度 にはなかなかならないんだろうなと思ってしまいます。

金塚 フランス法においては19世紀から、社会のなかではみんな相互 依存しているのでお互いがいないと生きていけないという「連帯主義」が出てきて、E・デュルケムの社会的な分業論なども取り込みながら支配的な考え方になっていきます。この連帯主義が言っているのは、お金がない人とか病弱な人とか、そういった弱い人たちは、逆に、社会から本当は得られる便益を受けられていないから、社会に対して債権を持っており、お金持ちや権力を持っている人、あるいは勉強ができる人といった社会のなかで強い立場にある人は、社会のおかげでいい立場に置かれているんだから社会に対して負債・債務を負っている、ということです。「自分が賢くて強いからお金持ちになれたんだ」と自己責任論を否定するような考え方です。これが、フランスの社会保障制度において19世紀からどんどん出てきていて、戦後もずっと引き継いでいる部分があるんですね。

これは元々キリスト教的な友愛の精神があって、フランス革命の恐怖 政治のときに色々な社会立法がされていくなかで、非宗教化・脱キリスト教化しながらも、キリスト教が打ち立ててきた精神を残そうという動 きにはなったんですよね。それが連帯主義という形で19世紀以降、フランスの政治を支配していく考え方になっていくんですけれども、要は 弱肉強食を否定する考え方が、そもそもフランス法の基礎にはあるんだ ろうと思っています。

それがなぜ可能かというと、齊藤先生がおっしゃっていたように個人 の存在をスタート地点にしているからだと思うんですよね。それは私の 感覚だと、単なる個人ではなくて「自由」な個人というのが付いてくる。この「リベルテ」というのが、フランス法をやっていると、とにかく飽きるぐらい出てくるんですけれども、「自由な個人がいるから、その自由を奪っちゃいけないんだ」というのが全ての出発点になっていて、「弱肉強食の世界も、結局、全員の自由が守れないから駄目なんだ」とくるわけです。脆弱な人というのは自由や理性が否定されてしまった状況にある人なので、そこの自由を回復しなければいけないというのが法律的な部分で、今回のセクト規制法にもつながってくる。「自由な個人を否定するな」と。

ただ、違和感が若干あるのは、よくフランス法の解説で見られる「強い個人」という定義です。フランス法的には強い/弱いというのはあまり判断しておらず、私、フランス語で「強い個人」はあまり聞いたことがないんですね。「自分の頭で考え、批判精神を持って、理性の光で物事を判断できるようになりましょう」という教育はなされていて、そういう人間の集まりがフランス共和国だということは目指されています。理性を持った人を強い個人といえばそうなのかもしれないんですけれども、強くなければいけないという理想を押しつけるのではなくて、「雑多な人間がたくさんいるなかで、社会的に苦しい立場に置かれた人がいたらとにかく助けなければいけない」ということです。

齊藤先生がおっしゃられていた属性からの解放という意味であれば、「自由」という意味で全員が平等です。自由な個人であるために、どういう法的な手段でやっていかなければいけないかというのは、本当に色々なところで問われます。セクト規制法でも、この前の3月に成立した憲法改正もそうです。中絶は女性の根本的な自由だ、そのためにはどういった手段が必要なのか、というように。面白いのは、フランス人は「恋愛における自由を達成した」みたいな言い方をするんですけれども、女性という、妊娠してしまうかもしれない肉体的な属性に縛られることなく、男性と同じようにパートナーを選んだり恋愛を楽しんだりすることができて初めて平等なんだという考え方があります。一定の属性があっても不平等にならないような様々な法制度を構築していく。その根

本は個人が自由だからで、肉体的特性から自由が否定されるようであれば、それを解消・回復するような法制度が必要だということになっているということです。

どうしても私は、自由とか平等に関して、キリスト教的な理念の重要さを感じる部分はあります。そうすると、「日本法はどうしたらいいんだ」とどつぼにはまってしまうんですけれども。日本だと、先生の本にも書いてある「自己責任」論とかが出てきてしまいます。この自己責任というのは、レスポンシビリティとは違うものになってしまっていて、外国語に訳せないですよね。

日本の政教分離と「カルト」問題

田中 今、金塚先生から、キリスト教が根底にある連帯や弱いものを守るという精神について日本のことを考えたらどうなるのかというお話がありましたので、ここからは日本の政教分離とカルト問題、ということで齊藤先生にまとめてお話しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

齊藤 日本との関係では、もう2年前になりましたが安倍さんの銃撃事件がありました。実行者であった山上徹也さんが、安倍さんを旧統一教会の一番重要なシンパであると見立てて攻撃の対象にしたということもあって、政治、とりわけ自由民主党の政治家と旧統一教会との関係が浮き彫りになりました。旧統一教会も、一時は被害者対策弁護団の人たちをはじめとして社会的にそれなりに注目するということはあり、ジャーナリストの鈴木エイトさんのような奇特な方はずっとウォッチされてきたけれども、オウム真理教事件以降の20年ほどにわたって、基本的には潜っていた。その間に統一教会は名称を変更し、その名称変更に当たっても、政治との関わりが少し懸念される事柄がありました。名前を変更して、統一教会というのが前面に出ない格好でカルト的な被害を撒き散らしてきたということが改めて注目されました。

そして、統一教会に対する2世の方たちの被害、山上さんがそうであったような被害がこれほど深刻であるということが広がったときに、被害者救済新法だ、あるいは宗教法人法による解散請求だという話がワッと出てきたなかで、私はどちらかというとその一連の動きに対して少し躊躇するというかもう少し慎重であるべきだといったような評価をしていたので、それで対談にお呼びいただいたのだと思います。

解散命令請求を含めた手続きについて慎重であるべきではないかとなぜ言ったかというと、理由は二つぐらいありました。一つは、本来、解散手続きをやる前に、政治と旧統一教会の関係をもっときちんと明らかにするべきだろうということです。全体として公共的な関心ではあるのだけれども、公共的な存在であるはずの政治家のほうを不問に付しておいたまま、片方の私的団体である宗教団体の非を問うということだけにものすごく傾斜してしまうのは、歪だと思いました。

なので、同時にやる必要があります。旧統一教会の責任を問うこともですけれど、政治の側、自民党の内部的な調査というのは推して知るべしというやつで、やったんだかやらないんだかという状態ですよね。メ



齊藤小百合(さいとう・さゆり)

恵泉女学園大学教授。1964年生まれ。関連する概説に「国家と宗教」(『法律時報増刊 憲法改正問題』2005年)、「立憲主義との邂逅と、その不在」(『キリスト教史学』第62集、2008年)、「信教の自由と政教分離」(元山健・建石真公子編『現代日本の憲法〔第2版〕』法律文化社、2016年)など。

ディアが色々な形で調査・深掘りをして、統一教会のアメリカ本部の人が日本にやってきて岸田首相と会談をしたという写真が出てきたり、継続的に追っていると言えなくもないけれども、まだ弱いのかなと思います。あれから2年経って、一連の被害者救済法のようなものができて、解散命令請求の手続きが一段落したとなったところで、裏金のことが出てきてそちらをやるべきだということもあるんでしょうけれど、この問題が忘れ去られていくことをとても懸念したのです。要するに、統一教会の責任を問う一方で、政治家のほうについて調査をしなくなってしまう、政治の問題を隠蔽してしまうのが、一番よくない宗教法人法の用いられ方だなと思ったのです。

もう一つは、2022年の終わりぐらいから出てきて23年に取りあえずの決着がついた経緯のなかで、宗教法人審議会も含めて異論が出なかったことです。オウム真理教による一連の事件の後、今回適用になった解散命令請求の質問権行使を宗教法人法の改正によって盛り込んだ95年の宗教法人法改正(96年施行)のときは、もっと喧々諤々だったと思うのです⁶⁾。中には、かなり強い解散命令請求の改正というのに抵抗する反対意見もしっかりと出ていて、委員の人たちが外で声明を出したり、「おかしいですよ」とメディアで発言することも複数ありました。それに対して今回、宗教法人審議会の議事録がとても簡便なものであるのはやむを得ないのだと思いますし、全く問題なく適用される案件だからということでもあるのでしょうけれども、波風が立たず異論が出ずに「スン」と進んでしまっているのが気持ち悪く、とても嫌な感じを覚えました。この大きな流れとちょっと違うことを言う人は、齊藤ぐらいでした。

すごく大きな話になってしまいますが、日本社会というのは大きな流れにワッと丸ごと飲み込まれてしまうみたいなことになりやすいです。なぜこの国で日本国憲法20条と89条、政教分離原則があるのかといったら、戦前の軍国主義というか祭政一致の軍事国家、宗教の力が悪い形で、この社会を丸ごと飲み込んでしまったからですよね。そうならないようにするのが政教分離原則の重要な役割だと思うんです。それが貫徹できていないところで国家が介入していくのが怖く、大きく躊躇しまし

た。政教分離原則というのが、日本社会のなかでは大事にされてきていないということもあると思うんです。金塚先生が何回かおっしゃられた、友愛の精神につながるキリスト教的な基盤・土壌みたいなものが、宗教的なものを脱色した文化というか国民性にまで落とし込まれて根付いているのとは違った格好です。

なので、この統一教会という個別事例についての解散命令請求の適用 それ自体に異論があるとか批判的であるわけでは必ずしもなかったので す。でも、具体的な事件があるなかで意見というのは出されていくの で、旧統一教会のシンパと見られるところもあったのかもしれません。

田中 すごく面白い話をありがとうございます。統一教会への解散命令に比較的慎重な姿勢を示していらっしゃった理由をクリアにご説明いただきました。2022年以降、世論は統一教会を解散すべきだという論調で一色になりました。そうしたなかで、政治家の責任追及の不徹底、国家権力の肥大化、世論の画一化の方に警戒の目を向けるご意見は非常に貴重で重要なものではないかと思います。

お話しいただいたように、戦後日本においてなぜ政教分離が大切だとされたのかというと、祭政一致や軍国主義と結びついたとされる、戦前の「国家神道」体制——最近では括弧付き⁷⁾で用いられる言葉ですが——の問題があるわけです。私は戦後日本の政教分離をこうした戦前や戦争に関する「記憶」をキーワードに考えており、その忘却が近頃の政治と宗教の再接近の要因のひとつであるとみています。先生もそのようにみられているのでしょうか。それとも、政教分離は戦後ずっと大切にされてこなかったという見方でしょうか。

齊藤 ずっと大事にされてこなかったと思います。最初のうちは何とかして大日本帝国憲法体制をずっと続けたかったでしょう。今おまとめくださったように、何のための政教分離原則かといったら、祭政一致の軍事国家、天皇の軍隊と神様としての天皇という日本社会のアンシャンレジームがあったからこそ、まずは9条による非軍事化、そして信教の自

由のような批判の自由を獲得したわけです。それまでは、「神社参拝しろ」と言われても、「私の神様には、それは許されません」「そんなことはしたくありません」とは言えなかったわけで、「「神社は宗教に非ず」というかもしれないけれど宗教じゃないですか」という批判の自由はなかったんだけれども、ようやくそれを獲得できた。だから、9条と20条は一体だと思っているのです。天皇・軍・神様という祭政一致の軍事国家の、一番の中心的な宗教施設が靖国神社ですよね。靖国神社体制的なものって、天皇の皇室神道と一体になっていますよね。だから、靖国も何とか戦前的なるものを持ちこたえたいし、伊勢神宮もブリーンさんが言っているように、真姿顕現運動をずっとやっているんでしょう®。靖国神社をちゃんと国家護持してもらうのが本来の形なんだという運動をやっていたときには、まだ、みんなが戦争のことを忘れなくて抵抗できたということもあったのかもしれないですけれど、その当時から、庶民の人たちはなかなか抵抗できなかった。

もう一つ、1947年5月3日に日本国憲法が施行されてすぐに、憲法的な価値というのが私たちの社会の中に大事にされたわけではなかったですよね。NHKの「虎に翼」でも描かれたように、審議過程で支配層は抵抗したし、一般の人も、「変われ」と言われても変われない人たちが圧倒的に多かった。みんな「靖国で会おう」の感覚をずっと引きずったままであったし、それを何とか憲法的にも認めさせよう、うまいこと憲法原理の中に入れ込もう、ということが画策されてきたと思います。

そして、その司法的な決着が1977年の津地鎮祭判決だったと思うのです。例の目的効果基準というのは、平たく言うならば「政教分離原則は質じゃありません、程度問題です」と言ってしまったということですよね。ただ、この津判決のときには、「それでいくと政教分離原則を持っていることの意味がズルズルとなくなってしまうじゃないか」という趣旨の、裁判官5人による反対意見が付いていました。しかも、藤林益三長官の追加反対意見もくっついていて、なかなか大きなことだろうとも思うし、結構インパクトがあったはずです。「政教分離原則は程度問題でも大丈夫ですよ」という見解はまだそんなに盤石ではなかったの

かもしれません。けれども、それは保守政治家にとっては都合がとても よかったので、その後、司法判断として目的効果基準が使われるように なりました。

これは、適用の仕方によっては違憲判断も出せる基準になっているので、98年の愛媛玉串料訴訟では、同じ目的効果基準を使ったのだけれど初めて「違憲だよ」という結論になった。でも、今度は目的効果基準そのものに疑義を呈する意見が3人になってしまったんですよね。圧倒的多数は、違憲判断だとしても「目的効果基準それ自体は大丈夫です、程度問題です」という立場になり、「それ自体がおかしいでしょ」と言う人は5人から3人に減ってしまったのです。それとは別に「合憲だ」という長い反対意見も(目的効果基準に拠って)付いていますけれど、そうやって「政教分離原則といっても程度問題ですよ」という津地鎮祭判決の枠組みがどんどん定着してきてしまったのだと思うのです。

だから、それに乗っかる格好で「私的参拝であれば靖国はいいでしょう」と言ってきたわけですよね。「公的参拝でもいいじゃないか」とやった人もいて、その後はやらなくなったわけですが、あれは「政教分離原則上の問題だから控えます」というよりは、「周りの国々、中国と韓国がギャアギャア言ってきて外交上の問題になっちゃうからやめとくね」ぐらいの扱いだったのでしょう。けれども、「いや、そうではなくて、政教分離原則の問題だよ」と、ずっと言いつづけるべきだと思うのです。

しかも、それをさらに後押しする形で、津地鎮祭判決なるものを憲法 規範化しようとした2012年の自由民主党による憲法改正案⁹⁾も出てき た。そのもくろみは、「国家と宗教との結び付きといいましても色々あ りまして、これなら社会通念上の許容範囲なのです」というもので、制 度的保障論と目的効果基準をくっつけて、「政教分離原則は程度問題で す、質的問題は問いません」と、靖国的なるものや、「神社は宗教にあら ず」という神社非宗教論をその先に持ってくることができる。歴史をさ かのぽって「この国の政教分離原則って何のためですか」みたいなこと をあまり考えなくてもいいのですといった意見が確定してきて、行き着 いた先は神社非宗教論。軍事化がこうやって進んでいくなかで、自衛隊 さんたちが靖国に行く¹⁰⁾ことにあまり違和感を持たないように私たちが作りあげられている程度には、政教分離原則というものが軽く扱われ、あまり深刻に受け止められることなく進んできた感じがしています。

田中 戦後日本では、憲法の定める政教分離原則がどんどんなし崩しに されてきた、というお話をうかがいました。なかでも、政教分離を定め た憲法 20 条と平和主義を定めた憲法 9 条はセットだという考え方には 強く共感します。

いまご説明いただいたように、戦前の軍国主義や祭政一致という過去 ――あるいは「記憶」――があってこそ、戦後日本の政教分離が――建前上なのかもしれませんが――存在してきました。そこには、国家権力の肥大化に対する警戒がひとつあるわけですけれど、そうしたなかで、国家が率先して弱い個人を守る、という精神に支えられたフランスのセクト規制は、先生にはどうみえるのでしょうか。2022年以降はフランス流のセクト規制を日本にも導入しようという声が大きくなりましたが、それに関するご意見をお聴かせください。

齊藤 カルトといえば、日本では確かに統一教会もそうだし、オウムもそうでしょうけれども、先ほどの話に戻るとすれば国体カルト¹¹⁾の残滓がまだ残っていて、全然解消しきれていない。政教分離原則がきちんと役割を果たせていないし、さらに立憲主義の土壌もできていないなかで、上っ面と言ったらいけないけれども、ルールとしてのセクト規制法というのをフランスを参考にしながら盛り込んでくるということは、とてもじゃないけれどできないと思います。

先ほどから出てきているように、何のためのセクト規制法かというとポイントとしては「弱くされている人が自由を奪われているとしたら、自由を回復する」「心理的に脆弱な状態を利用して行なわれる犯罪行為から守る」という発想であったのに対し、その点が日本では抜けて、決してそういうふうには使われないのではないか、規制をするほうに運用されるのではないか、と不安になります。

ここのところ警察について、とても懸念されるような動きが浮き彫り になってきているではないですか。例の大川原化工機の冤罪事件は本当 にひどい話だと思います。経済安全保障の領域で縛りをかけるなかで目 星を付けて、摘発してしまうと後に引けないからあそこまでひどいこと になってしまったのでしょうけれども。大川原化工機事件の後、この4 月には、鹿児島県警の不祥事を調査していた報道機関の HUNTER さん に県警がガサ入れするというとんでもないことが出てきています。もう 一つ、兵庫県知事も話題になっていますけれども、内部通報制度が日本 ではなかなか機能しないですよね。内部通報に対するものすごい抑圧、 見せしめのような摘発を、平気でやってのけてしまうわけです。しかも あれは捜査令状でやっているのだから、裁判所も加担した格好での報道 機関への警察権力の介入です。このように憂慮されるような事柄が背景 にあるなかで、さらに小さな存在、さっきの旧統一教会やオウムとかに ついては、ほぼ多くの人が「問題はないだろう」と思うでしょうけれど も、戦前に「類似宗教 | と呼ばれた宗教への弾圧というのも――それだ け考える自由を奪われていたということはあるとはいえ――世論はほど ほどに賛成していたわけです。なので、多くの人が賛成するということ だけでは、必ずしも進めていいのかどうか分からない。このくらいだっ たら叩いておいてもいいだろうという小さな宗教とかがターゲットにな るのではないかということを強く懸念します。

フランスでもセクト規制法の適用事例が少数あるということでしたが、まだ少数にとどまっているんですよね。けれども、インターネット上に色々な陰謀論的なものが出てきたり、セクト・カルトという概念が拡散していったときに、どこまでの射程範囲で規律していくのかも問題になります。

また違う話として、リアリティーショー番組に出ていた女性の方がインターネット上の誹謗中傷で自死に追い込まれたという事件が4年前にありましたが、あのとき、学生たちからは誹謗中傷に対する刑罰をもっと重くしろという声が驚くほど強く、引きました。そういう学生の声の後ろには若年層の人たちの世論もあるのかなと思いましたが、結果とし

て、誹謗罪の厳罰化が少し進みましたよね。確かに、改正前はあまりにも小さな扱いで、最近の大きな被害は本当に深刻ですし、きちんと犯罪化されて取り締まる制度にはなかなかなっていないですけれども、先ほど、セクト対策としては一般の刑事法体制のなかでの対処も多くなされているというお話もあったように、既存の法制度だって一定の役割を果たすことはできると思うのです。多くのものは詐欺罪で責任を問うこともできるでしょうし。しかし、特に旧統一教会については、それをあまり使わずに野放しにしてきた。それによって、山上さんのような2世の問題がものすごく蓄積してしまったわけですよね。既存の法制度のなかでも一定の範囲でできるはずなんだけれども、そういうものを使わないでおいて世論をあおって、より強い権力行使ができるような新たな法を作るということは、ここまでお話ししてきたような日本の法と人々との関係も含めて、とても危ういと思います。

ローマ法の研究者である木庭顕さんが中学生・高校生とセミナーをやった記録『誰のために法は生まれた』のなかで、一番インパクトのある主張として、「グルになってる集団を徹底的に解体して、追い詰められた一人の人に徹底的に肩入れするのが、本来の[……]法です」という箇所があるんですよ¹²⁾。ローマ法からすると元々の成り立ちがそういうものであって、ローマ法をベースにできてきたフランス法もあるからなのかもしれませんが、脆弱な立場に置かれて否定されている自由というのを回復する、弱くされている一人の人を守るんだということと、すごくつながったんです。それに対し、日本の社会ってその感覚は全然ないと思うんですよ。「建前としては弱くされている人を守るためかもしれないけれど、現実問題は全然違うし」ということに、すぐすりかわってしまうんだと思うんですよ。そこから、「いや、そうは言ってもね」と引き戻してくるのが、とても難しい。法を私たちがどのように受け止めているのかという法感覚の話です。

あと、カルトのリスクといったときにも、国体カルトのリスクを私たちはまだ払拭しきれていないのではないかと思います。先ほども少し出てきたように、この20~30年ぐらいの間で積み重ねられてきた結果と

しての軍事主義の拡大ということで、今、9条と20条が一緒に危うい感じになっていると思うのです。軍事主義がどんどん傾斜していくことと相まって、神社非宗教論みたいなもの、「自衛隊が靖国神社に行ったって、公用車を使わなければいいじゃないか」、その先には「自衛隊員が集団的自衛権の行使の一環として他の国の戦争に巻き込まれて犠牲になった場合には、靖国神社におまつりするべきではないか」「そうしなければ、この戦争というのは遂行していくことができない」という雰囲気が、何となく作られていく。

また、この社会を覆う宗教や靖国神社の力との関わりでは、天皇も見え隠れします。天皇は一応、日本国の統合の象徴ではあるんですけれども、護憲派の人たち的には、天皇の存在は最小限の小さな天皇制であるというふうに考えてきているはずなんです。憲法が何を作ろうとしているかといったら、可能な限り小さな存在として天皇を認めておく。それも国体のカルトの残滓の一つで、それがなくなればすっきりするのだけれども、残っています。そして、できるだけ小さく居つづけておくはずだったものが後ろにいて、この社会を丸ごと飲み込んでしまうことをすごく懸念するような状況になってきてはいないでしょうか。

田中 最終的に私たちが議論するのはここかな、というポイントを押さえていただきました。セクト規制法の背後にある精神そのものはとても素晴らしいけれど、そうした精神が根付く素地が日本社会にあるのか、というクリティカルな問題提起について、金塚先生、いかがでしょうか。

金塚 その点に関しては私、齊藤先生と全く同じ意見です。この2年の間、セクト規制法について「日本に導入するなら?」といつもお尋ねいただくんですけれども、たぶん無理だろうと思います。フランスでこれができたのは、弱い人を守ろうという一定のコンセンサスがあって、きっちりやっていこうという政府の意思も強かった。ここだけパッチワーク的に持ってきたところで、全く使われない。例えば、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」は、債権者取り消し権を

使ってどうこうという、実務家の私たちから見て「これ、どう使うの?無理でしょ」と思うような立法だけが、あまり議論もなくあっという間にできてしまった。今は民事裁判のほうで判決が出ている適用例はないと思うんですけれども。一方、旧統一教会の解散命令はもっと早くいくのかと思ったら何だかんだいって引き延ばしにしていて、善し悪しを別にしても政府がやりたくないのはすごく伝わってくる。手を付けてしまうとパンドラの箱を開いてしまうことになるのかもしれず、難しい。

だから、日本固有の国体カルトということについて聴かせていただい て、そういったところから手を付けないとどうにもならないのかなと 思っています。旧明治憲法的なものというか軍国主義的なものの亡霊の 復活が、ずっと虎視眈々としているわけではないですか。それがないよ うに憲法を守りたい、いつ日本社会は解放されるんだろう、といつも 思っているわけですけれども、自民党のほうからもそういうものが出て きたりとか、裁判官だってそのような頭のままだったり。私、9条と20 条に加え、24条もセットなのかなと思っています。婚姻や家族をめぐっ ては、どうしても女性の名字というのが絶対嫌だと、イエ制度的なもの を守りたいという意識がすごく強くて、日本会議とかそういうものもあ ると思うのですけど、そういった明治時代のノスタルジーをなぜかまだ 抱えている社会のなかで、こういった自由をどうこう言う議論がミス マッチになってしまっている状況をどうしたらいいのか。夫婦別姓訴訟 やっていたときも不思議に思ったのですけれども、夫婦同姓だって国家 神道だってたかが明治からの150年にすぎない時限的なものであって、 別に江戸時代に強く何かあったという話ではない。本当の昔の日本には なかったものを押し付けられていっても日本人は怒らなかった。たかが 150年、明治から1945年の敗戦までと考えると150年も経っていない わけだけれど、それがここまで日本人のマインドに影響を与えている。 今生きている私たちなんて戦争を経験していないのに若い世代も結構保 守的だったりするのを見ると、何か日本人の精神的なものにフィットし てしまったのか分からないですけれど、それが今もある。最高裁を見て いても、ようやくこの前不当利得返還訴訟で旧統一教会からの返還を認 める判決は出したものの、色々なところで動きが遅いです。イエ制度的なものを残そうというのはすごく多いですし、法律家を含めてそれを ずっと引きずっている。

今回のカルトの問題というのはこの問題だけではなくて、齊藤先生が 問題提起されたような日本社会全体に対する問題で、そこをどうにかし ないとカルトの問題に手を付けるのも大変なのかなという気がしました。

「良心の自由」の種をまくために

田中 ありがとうございます。続いて、金塚先生にはフランスの法体系、齊藤先生には日本の事例に関して、良心の自由についてお話しいただければと思います。

金塚 良心の自由はフランス的にはキリスト教との関係で出てきたもので重要な位置づけを与えられていますが、今、現実的に問題になっていることがあるとしたら、イスラムとの関係なのかなと思います。カルトの問題は、外に現れてきたから行為に対して適用しようとか他の刑法を使おうというもので、あまり良心の自由に踏み込むところがそこまで劇的に前面には出てこないと思うのですけれども、イスラムのスカーフ問題を含めて、宗教的な良心の自由をどうするかというのが、今のフランスの現代的課題です。過激派との関係はまた別問題としてありますけれども、一般的にスカーフをどう考えるかというところが、最近のフランスにおける一番のトピックであるのかなと思います。

2021年の共和国原理尊重強化法もそうですが、今回前面に出てきたのが7~8月のパリオリンピックです。フランスのオリンピック選手は、政府のお達しで誰もスカーフを被っていないんです。なんでそんな権限が政府にあるのかというと、これも2021年の法律が結構響いています。2023年6月29日に、コンセイユ・デタ(行政最高裁)の判決がありました。これはフランスの女性サッカーチームの選手がスカーフを着けて試合に参加していいかどうかということが争われた事案で、元々、フラ

ンスサッカー協会のほうはだいぶ前にそれを禁止する定款改正をしていましたが、最近問題になって裁判で争われ、行政最高裁は、定款変更を 法律に違反していないものとして認めました。

というのも、これまたフランス的ですけれども、フランスには特有の スポーツ法典というものがあり、例えばフランスのサッカー協会や今回 のオリンピックは、私的な団体がスポーツをやっているということでは なくて、フランス社会・国家にとって大事な公役務の一部権限を国がそ の団体 (スポーツの全国組織) に移譲しているのだという考え方を取っ ています。芸術とかもそうです。行政最高裁が言っていることとして、 スポーツというのは体を動かすだけではなくて、行政の平等の問題で あったりとか宗教の問題であったりとか、高齢化社会や健康の問題で あったりとか、とにかく広い問題だという意識があります。なので 2023年の行政最高裁の判決は、フランスの協会は公役務をやっている から宗教的・政治的・哲学的中立性を守らなければならず、スカーフを 被った女性選手が参加することを禁止する権限を持っていると言いまし て、その根拠にしたのが、公役務の移譲を受けた団体は私的な団体で あってもその中立性を守らなければならないと明確に規定した2021年 の法律だったわけです。それに乗っかるような形で、2024年のオリン ピックに関してもスカーフの着用を禁止していたという流れです。

私個人としては、評価するのが非常に難しい問題かなと思っています。日本的に考えると、「被っているだけだと別に誰かに迷惑をかけるわけでもないし、宗教・信教の自由、あるいは良心の自由の侵害なんじゃないか?」となります。しかしフランスでは2021年法のように、フランスの共和国原理としての自由・平等・友愛、特に男女の平等、宗教的中立性、人間の尊厳をいかに守らせるかということが出てきます。これも非常に賛否両論、批判も多い法律ですけれども、社会を統合する価値観がある国とない国という前提から出発して、フランスにおける良心の自由とイスラムの問題も考えなければいけないと思っています。

日仏の比較法的に考えると、日本ではそもそも、拠るべき価値という ものが共有されていません。日本で重要だと思っている価値を政治家に 訊いたことがありますが、「ラーメンがおいしいこと」とか言われてしまい、オーディエンスに訊いても出てこない。フランスは「自由・平等・博愛」、今だと「連帯」がすぐに出てきます。国民連合が負けた背景として、共和国的な価値へ結集し、極右排斥に一致団結できたことがありました。こういった言説は日本では無理で、何か一つの価値となるとそれこそ、戦前の軍国主義や国体カルトみたいな、個人が抑圧されるようなものが出てきてしまうかもしれない。そういったところを掘り下げて考えて、日本が拠るべき価値は何なのかというと、本来的には私も平和主義なのかなと思います。先ほどの齊藤先生のお話でとてもよく分かったように、平和主義と政教分離というのはつながっていて、ここはセットで考えなければいけない。けれども日本社会というのは、法律の話をしていると価値的な議論にはなかなか入りにくくて、結局その議論がてんでんばらばらになってしまい、良心の自由といっても「絶対、譲れない価値が何なのか」という議論がしにくい部分をどう考えたらいいのかなと思っています。

フランスでは良心の自由というと、スカーフだけが前面に出てきてしまいがちですけれども、結構キリスト教にも厳しかったりします。公共空間でのクリスマスツリーやクレッシュ(キリストが生まれた場面を再現した人形)をどうするのかとか、ちょっと前だと「ヨハネ・パウロ2世の像を撤去せよ」という判決が出ています。これが良心の自由なのか宗教的実践の自由なのか切り分けが難しいところがあり、フランスでは宗教的実践の自由として、外部的に出ている部分については規制ということになっていくのかなと思っています。

良心の自由についてフランス的なところからまとめて言えることがあるとすると、判断能力が奪われたところでの良心の自由というのはおそらく存在しないので、ここをどう担保して支援していくのかなというところは今後の議論が必要です。日本だと宗教団体における活動の自由が重視されるなかで、その中にいる人たちの良心の自由が本当に尊重されているかというところが部分社会論みたいになってしまっていて、個人がちゃんと守られているかという議論がない。もう少し個人に焦点を当

てたうえで、良心の自由を発揮できる環境があるのかどうか。ここの議 論は避けて通れないと思います。

田中 オリンピックに関する最新のトピックを交えて、非常に重要な論点を提示していただきました。良心の自由については、個人とその判断能力に焦点をあわせることが重要だという論点を出していただきました。この点も、日本の事例との比較のうえでは重要だと思います。では、続けて齊藤先生、よろしくお願いします。

齊藤 オリンピック自体が公役務の一部だというのは、スカーフについてだと「ん?」と思うことがあるかもしれないけれど、差別的なことを助長するような何かも規制するわけですよね。例えば、差別的なモチーフみたいなものを掲げている選手がフランス代表のチームのなかにいて差別をまき散らすというのは、共和国原理ということからするとなかなか受け入れられない。スポーツというのはそれだけの伝播力があり公共性を持っている場所なんだろうと思いました。それだと、すごく分かり



司会・田中浩喜(たなか・ひろき)

日本学術振興会特別研究員 (PD)。1992 年奈良県生まれ。論文に「現代フランスにおけるカトリシズムと社会規範――教会における性的虐待に関するソヴェ委員会報告書を読む」(『宗教研究』98(2)、2024年)、「蜜月の盲点――伊勢神宮と政教分離」(『宗教研究』95(3)、2021年)など。

ます。でも、「私はスカーフだとなぜ規制に躊躇するのかな」というのを、もう少し考えないといけない。

ここで出てくる価値はやはり、普遍性に開かれた価値なんですよね。もちろん、それが時々「普遍的な価値だよ」ということを詐称することがあるので、常に警戒しておくことは必要です。「自由」や「平等」の射程に入ってくる人たちが、伝統的な社会を作っていた特定の人たちだけで、周縁化されている人たちが平等から排除されているのだとしたら、そこにも入れていく必要があります。ずっと遡って、1789年の人権宣言における Homme et du Citoyen (前文の「人および市民」) から女は落ちていた、そのときは排除されていたかもしれないけれども、入ってきますよね。それでこそ普遍性です。共和国原理はフランスだけのものではないからこそ、それにとどまらない普遍性があるんだと思います。そこにナショナリズム的なものが入ってきたり、スカーフと十字架だと扱いが違ったりと、歴史や伝統を引きずってしまっている部分があるのだと思うんですけど、それでも、それを何とかそぎ落として、本来あるべき開かれた普遍性を求めつづけているのでしょう。

国体というのは、それができない構造にありますよね。日本のなかで私たちが共有できる価値として、日本国憲法的なる価値以外のところで掘り起こして何かありますかといったときに、どうもなさそうな気がするのです。だけれど、憲法の前文に、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とある平和的生存権。これはまさしく前文の言葉にも「人類普遍の原理」とあるように、全ての人たちの普遍性に開かれているもので、それを、日本の私たちを糾合する価値にできるのではないかな、この70年間でするべきだったな、と。あるところまでは努力されて、それなりに達成されてきているところだと思います。憲法改正の話になったときに、「自衛隊を盛り込んでも、これまでずっと自衛隊があったのと変わりませんよ」「平和主義はそのまま残しておきます」と、平和主義は変えたらいけないということまでは前提にした「積極的平和主義」というまやかしがあって――自衛隊を憲法に入れた段階で、もはやそれは2014

年6月までの自衛隊とは全く違うものを憲法規範化することになってしまうと思うのですけれども―、しかし、どう世論調査をやっても、9条1項に手を入れて削除するということは少なくとも出てこないわけですよね。世論調査で、ざっくり憲法改正したほうがいいよねという人がいくら多くなったとしても、9条のところは変えないでくださいとなるのは、77年の平和を私たちの共通の価値にしていくということの成果なのかなとは思います。

良心の自由と言ったときに、私たちはどちらかというと、信仰でもあるんだけどどちらかというと宗教的なものではない日の丸・君が代に関わることを、良心の自由・19条の問題として考えてきているのだと思うんですが、それをお話ししたほうがいいんでしょうか。それとも、信教の自由でしょうか。

田中 信教の自由と良心の自由という用語の微妙なズレというか、日本における定着していなさというのも、一つ論点になるところかと思います。

齊藤 確かに。良心にしても信教にしても、どちらも定着していないですよね。

金塚 「良心って何か?」みたいな。良い心という字からしても。

齊藤 教育の場面では、子どもたちの個々の良心を醸成するという目的なんでしょうけれど、答えが出ている道徳を教えるというものになってしまいがちではないですか。その領域で語られるような良心にしかならないので、とても薄っぺらで、あまり内実の込められたものには全然なってきていないと思うのです。歴史を遡って、否定されてきた良心の自由や信教の自由というものを学ぶことはあるかもしれないけれど、「私の良心の自由とは何だろう」ということはやらない。

信教の自由・宗教の自由についても、日本ではみな宗教的な行動をしているわりに「無宗教」だと表示するなかで、あまりにも語られない。

だからこそ政教分離についても無頓着で気にしないでいられる構造があ るのかなと思いますが、良心の自由や信教の自由に基づいて、多数派の 無頓着・無関心に傷ついている人たちというのは、少なからずいるで しょう。その少数者の人たちの自由は、それ以外の多数派の人たちの本 来の自由でもあるはずなんですよね。でも、そこへの回路が全く断たれ ているというか、「はて?」と言うことなく(笑)、多数的な日の丸・君 が代であれ、距離の取り方に慣らされてきている感じになっているので はないでしょうか。「判断能力を奪われているかどうかが一つの大きな ポイント」というご指摘がありましたが、教育のなかで判断能力が作ら れておらず、自分たちなりの判断を形成していく材料や力を削がれてい る疑いがあると思うんですよね。「絶対に譲ることのできないものって、 あるはずだよ」ということを、家庭教育も含めた広い意味での教育のな かで、あまり私たちは子どもたちに言っていない。むしろ、「あまり過 激になってはいけないから | 「そんな苛烈なこと言わないで | 「尖らない で | と、絶対に譲ることのできないものが割と薄い状態を作り出してい る感じがします。若い人たちは、「両論併記しないと | 「こっちだけに 偏っていないかし、そうでないとSNS上で炎上したりいじめにあったり と、ものすごく自己抑制が強いですよね。そんななかでも、年齢の上の 人たちは、もうちょっとましな社会を作っていこうと思って努力してき たんだと思うのですけれどね。

本当は、良心の自由や信教の自由というのは、「私は、これは絶対に譲ることのできないものなんです」というはずのものです。だからこその政教分離原則だと思うのですけれど、多くの人はその苛烈さがない。場合によったらカルトになっていきセクトをつくりということにもなってしまう過激なものだと思うんですけれども、でも、元はそういう、絶対に譲ることのできないものですよね。だから、ヨーロッパの歴史のなかだと宗教戦争を長らくやってしまって、「血で血を洗う戦いが続いていくだけだ、どこかで終止符を打たないと」となり、「絶対に譲ることのできない信仰や良心が違っていても、お互いに生きていきましょうね」という信教の自由・良心の自由や政教分離原則が登場してきたのだ

と思うんですけれど、この社会はあまり、「これは絶対に譲ることのできない」というものを持っている人が少ないから、政教分離原則も軽く扱っていいということになるんでしょうか。

田中 戦後日本の場合、政教分離や良心の自由を守る運動のなかでは、 キリスト者の方々が大きな役割を果たしてきたと思います。とりわけプロテスタントの役割は大きかったと思いますが、日仏比較の観点から面白いのは、1905年の政教分離法に結実するフランスのライシテの形成過程でも、プロテスタントの力がすごく大きかったことです。

こうしてみると、日本とフランスには似たところがあって、20世紀後半、戦後が終わったと言えるかはわかりませんが、平成に入ってからになると、キリスト者による政教分離運動が次第に下火になっていく。日本のキリスト教界全体の教勢の低下も関係していると思うのですが、護憲運動を現場で数十年間みてこられた齊藤先生には、どう見えるでしょうか。

齊藤 そんなに長らくは見ていないと思うんですけれど、確かにおっしゃるとおりです。靖国問題に関して「平和遺族会」¹³⁾というものがあり、特定の宗派で集まっているわけではないのだけれども、ほぼキリスト者の遺族の人たちで構成されていた。中にはすごくカリスマ的な存在もいて、多くのキリスト者の人たちが支えていたと思います。平成になる代替わりのときには、キリスト教の団体も相当に憂慮する様々な声明を出しており、特に昭和天皇の戦争責任問題があったということもあって声が強かった。しかし、平成から令和になったときの代替わりに当たってはそうではなかった。どういう面で批判をしたかというと、「代替わりであまり盛り上げないでね」「税金を使わないでね」「政教分離違反的なことをやらないでね」というのはあるけれども、戦前とのつながりというポイントが薄れてきている。天皇制がそれなりに定着してしまったなかで、代替わりをあまり批判することができなかったというのもありますけれど、キリスト者の側の弱体化も指摘できると思います。

日本キリスト教団やバプテスト連盟は色々なところで発言をなさっているけれども¹⁴⁾、高齢化などで人が減り、少しずつ弱体化してきている。

でも、2015年の集団的自衛権の行使容認に先だって、「安全保障法制、 戦争法に反対するぞ。その手前のところからだ」と、特定秘密保護法反 対の動きを学生が立ち上げたから(2014年設立のSASPL。2015年に後 継団体としてSEALDsが発足)、おじさん・おばさんたちも、「学生が やっている、がんばらなきゃ | と煽られた。そのときの学生グループの 主要メンバーはキリスト者だったんですね。しかも、島根県の奥地にあ るキリスト教愛真高等学校という、ものすごく小さなキリスト教主義の 学校の関係者だった。無教会派のキリスト教のリーダーをやられていた 高橋三郎さんが私費で建てた、一学年30人ぐらいの小さな全寮制高校 で、全部自給自足まではいかないのだけれど自分たちで酪農・農業もや り、先ほど金塚先生が指摘されたキリスト教的な友愛、共に生きるとい うことはどういうことかというのを基盤にして教えている、小さな学校 です。そこ出身の子たちがいくつかの大学に散らばって進学して、だけ ど一連の動きのなかでとても強く憂慮して集まった。あれは組織ベース ではなくて、奥田愛基くんとかそこの高校の卒業生が中心メンバーにな りつつも、みなバラバラで入ってくる。

あのあたりから、運動が個人化したと思うんですね。日本の労働運動や反戦運動はみな組合ベースでやってきていて、そのものすごくひどい家父長制的なものとか男性中心主義的なものとかが嫌で女性が抜けていってしまったりすることもあって、そのまますごくマッチョな組織としてしか生き残っておらず脱皮できていないところがあるのではないかと思うんですけれど、「そういうのは嫌だよ」と思っていた人たちが、個人でデモに参加できるようになった。それを作っていたのがあのSEALDsの子たちで、私たちの信教の自由だけではなく表現の自由や個人であることについて、次世代に種がまかれている――「種がまかれていて」なんていうのも、すごくキリスト教的な表現かもしれないですけれど。あのときにSEALDsの人たちは「自分の声で語る」とかよく言っていて、自分たちが「個人」であるということをすごく大事にして

いたと思うんです。それはすごく育ってきている。そこでキリスト教主義の学校から出てきている人が多数派を占めていたというのは、せめてもの希望なのかなという感じがします。組織キリスト教はだんだん弱くなっていくのかもしれないけれども、案外、個々のキリスト者は、すごく少数ではあるんだけれども、個としての強さがある。

日本国憲法との関係でいうと、憲法を担っていく主体としての期待を したい存在だというのは、譲れないものがあるからなんですよね。「靖 国にうちの家族が合祀されたら絶対に嫌だ | 「護国神社に夫が合祀され たら絶対に嫌だ」ということがあるからですよね。多くの人はどうして も「絶対に嫌だなんて、そんなこと言わないで」「紙だけでしょ、霊璽簿 のなかに名前があるだけでしょ | 「毎年お祭りするかもしれないけれど、 それは大したことないのよ、形ばっかりなのよ | と思っていたら、さほ ど「嫌だ」とは思わないのでしょうし、「一年に一回じゃないの」「まあ まあ | と済ませる。でも、「そうではないのです | 「これだけは絶対に譲 ることができません」と思っている人だからこそ、憲法的な価値の担い 手になる。しかしどんどん小さくなっているし、組織キリスト教も色々 な日本的なもの、それこそ大日本帝国的なるものや植民地主義的なも の、家父長制的なものもあまり払拭できておらず、何ならいまだに「父 なる神 | と言っていて違和感がない。「いや、神様に男も女もないでしょ う | と言うキリスト者もいるので、何とかそれがたくさんになってほし いと思いますが。

田中 いま先生が「種をまく」という表現を使われたのを聞いて、フランス語のディセミナシオン (Dissémination、散種) という言葉を思いうかべました。たしかに種をまくことはバラバラになることなのだけれども、そこからまた新しい芽が生まれてくるというニュアンスのある言葉です。社会運動もたしかに以前の動員力を失ってバラバラになっているのかもしれませんが、でもそこには個人の抵抗の種がまかれており、いまそれが芽生えつつあるというお話をうかがえて、勇気づけられました。その一方で、良小の自由そのものが持つキリスト教的性格を感じさせ

る議論でもあったと思います。キリスト教がマイノリティである日本社会において、キリスト者かどうかとは関係なく、政教分離と良心の自由を守っていくための精神的基礎をどのようにして社会的に確保できるのかというポイントは、日本国民のひとりとして気になるところです。

おわりに:

現代日本の良心の自由と政教分離はどこに向かうのか?

田中 最後に、これからの現代日本あるいはフランスの良心の自由・政 教分離はどこに向かうべきかという、先生方がお持ちの問題意識とか感 覚をお聴かせいただければと思います。では、金塚先生からお願いしま す。

金塚 今回の対談を通じて、個の重要性というものが全部に通底していると思いました。セクトのこともそうですし、その他の宗教的なものも含めて、個があって初めて良心の自由が意味を持ってくるということです。今の齊藤先生のお話をお聴きしていて、日本では1パーセントに満たず、すごく少数派のキリスト者、そのなかのさらに一部の方が、政教分離に関しても靖国合祀に対しても問題提起をされたとか、SEALDsの若者たちもそうですが、日本社会を動かしてきたという部分に衝撃を受けました。私もSEALDsの街宣を見に行き、すごく盛り上がる瞬間で、日本も変わってきたなと思ったんですけれど、その後、SEALDsの子たちに対するバッシングもあり、日本を出ないといけなくなってしまった女性の方もいましたよね。

齊藤 福田和香子ちゃん。

金塚 そのように声を上げる人に対するバッシングという日本社会の怖さを、SEALDsの件は逆に示してしまい、すごく残念でした。個を抑

えつける社会というものを、どうにかしないといけないと思っています。個を抑えつけてしまうと、結局、良心の自由があっても、内面で思っているだけでは本当は意味がない。それは17~18世紀の世界の話です。良心の自由をいかに社会に役立てるか。役立たせようとすると今度は叩かれるという社会をどうにか変えなければいけない。

政教分離の問題も同じで、合祀問題もそうですけれど「我慢していろ」 みたいな話になってしまって、団体は好きな行動の自由がある一方、個 の無視という部分が通底しているということを、今日の特に最後のお話 で思いました。もう一度、個の尊重という原理原則に議論を戻して良心 の自由とか政教分離原則を捉えなおしていくべきだと思っています。そ の出発点を共有することで、セクトの問題にしても、本当の良心の自由 の逸脱形態になってしまっているのではないかとか、一定程度、国家に 入ってきてもらわなければいけない制約の線が、本当はあるんだと思う んですよね。個人の力ではいかんともしがたいものがある。

でも日本の場合は、良心の自由とか信教の自由を守るための政教分離が、日本は目的効果基準で曖昧にされてしまっていて、政教分離が何のためにあるのか分からなくなってしまった部分があり、「とにかく国は入ってこないでください」という恐怖が市民社会のほうにもあると思います。そうではなく、個の尊重のために一定程度の国家のアクションが必要になってくる部分はあるので、国家が入ってきていいところといけないところを線引きしたうえで、国づくりのバランスを取るべきなのではないでしょうか。具体的な提言は難しいんですけれども、国と国民・市民との関係をどう捉えるかということを見つめなおしながら、良心の自由・信教の自由・政教分離原則の強化を目指していくべきかと思いました。

田中 ありがとうございます。齊藤先生、お願いします。

齊藤 『わたしの自由について』というタイトルで、西原孝至さんという方がSEALDsの活動を追ったドキュメンタリー映画があるのですけれど、まさに彼らは、自分の自由のためにということを自分にとって大

事だと苛烈に思える個だったと思うんですよね。彼らの活動の初期段階には、多くの研究者とかも「学生が何かやっているよね」と見ていたのだけれども、最初の段階で研究者を呼んでくるときに、樋口陽一さんが路上でミカン箱だかビール瓶を裏にしたやつのうえでしゃべったというのは、とても衝撃だった。樋口さんはそういう政治的な活動は抑制されていた方だと思うんですけれども、なぜ樋口さんが出たかといえば、あの学生たちは、自分たちが日本国憲法を通して育てようとしてきた、そういう個、個人なんだということです。樋口先生は、憲法では13条、全て国民が個人として尊重されるという原理が一番重要な立憲主義の柱だと言っていますけれど、樋口先生がこの人たちを見て、憲法的な主体・個というものが作られてきたことを見たのだろうと思うんですね。まさしく映画のタイトルの「わたしの自由」とも符合します。

金塚先生がご指摘されたように、あの後、本当にひどいバッシングが ネット上であって、あまり表立って活動しなくなってしまった人たちも いるわけで、海外に出なければならなかった人もいるわけですよね。だ けどその後、声の上げ方が変わって、最近は読書デモ¹⁵⁾とか、色々な ことをする人たちが出るようになってきた。あれと前後して、伊藤詩織 さんの性暴力被害が出てきたり、五ノ井里奈さんが被害を訴えた。性暴 力被害について、遡れば声を上げた人もいると思うけれど、なかなか埋 もれていますよね。でもこうやって出てきたというのは、個としてこれ は言わねばならない、声を出さねばならない、上げなければならない、 という人たちも育ってきているのだと思いますし、本当にバッシングも 受けるんだけど、声を上げたことを一人にしてはおかないですよ、何と か連帯して支えよう、とフラワーデモになったわけですよね。毎月11 日に、続けておられるところでは続けている。今回、沖縄の米軍兵士に よる性暴力被害があったことについても改めて沖縄の方たちは連帯をさ れているし、そういう形で声をあげることも何とか残ってきてはいる。 それはキリスト者か非キリスト者なのかに問わず、つながる・声を上げ ることが出てきていると思います。そこにわずかな希望がある。9条も 20条も24条も危機に晒されているけれど、まだ手放していないから、

これをますます使っていく・運用していくということしかないのかなと思います。

田中 今日はありがとうございました。大変、充実した対談でした。

注

- 1) 日本語では例えば次の研究がある。小泉洋一『政教分離の法――フランスにおけるライシテと法律・憲法・条約』(法律文化社、2005年)。中島宏「フランス公法と反セクト法」(『一橋法学』第1巻第3号、2002年)、同「フランスのセクト規制法――敵対か?受容か?」(『宗教法』第23巻、同年)、同「フランスのセクト規制」(『日本の科学者』第58巻第6号、2023年)、伊達聖伸「フランスのライシテとセクト規制」(島薗進編『政治と宗教――統一教会問題と危機に直面する公共空間』岩波新書、同年)。
- 2) 金塚彩乃「フランス「セクト規制法」二〇二四年の改正問題」(島薗進〔他〕『宗教・カルト・法旧統一教会問題と日本社会』高文研、2024年) など。
- 3) 田中浩喜「フランスの「セクト」対策に新展開?――概念の拡散とライシテの権威主義化」(『キリスト新聞』2024年3月11日号、https://www.kirishin.com/2024/03/08/65415/)。フランスのライシテと同様に、日本の政教問題にも拡散の傾向がみられることについては、塚田穂高の議論を参照。塚田穂高「令和日本の「政教問題」――「国家神道」・「宗教団体」論から宗教の拡散化へ」(『世界』第964号、2022年)。
- 4) 2021年の共和国原理尊重強化法が、「反分離主義法」と通称されている。
- 5) 桶口陽一『国法学「補訂] (有斐閣、2007年) 44、53~69 頁など。
- 6) 当時の議論については、国際宗教研究所編・井上順孝責任編集『宗教法人法はどこが 問題か』(弘文堂、1996年)。
- 7) いわゆる国家神道をめぐる近年の議論については、山口輝臣編『戦後史のなかの「国家神道」』(山川出版社、2018年)、および島薗進『戦後日本と国家神道——天皇崇敬をめぐる宗教と政治』(岩波書店、2021年)。
- 8) 例えば、ジョン・ブリーン『神都物語——伊勢神宮の近現代史』(吉川弘文館、2015 年)。
- 9) 公権力の宗教的活動を禁じてきた第20条第3項について、草案は、「ただし、社会 的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。」という 但し書きを加えている(自由民主党「日本国憲法改正草案(現行憲法対照)」、https://

- storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/130250_1.pdf、7頁)。
- 10) 2024年1月9日に陸上自衛隊の自衛官22人が靖国神社を参拝し、13人が私費で玉串料を納めたが、部隊参拝ではなく私的参拝と判断され、公用車を使った3人だけ訓戒処分に付された一件。
- 11) 過去にKokutai Cult という用語を使った人物として、国際宗教研究所を設立したW・P・ウッダード(1896-1973)がいるが、ウッダードのKokutai Cult 論については、「国体崇拝」(『国際宗教ニューズ』)、「国体礼賛主義」(阿部美哉)、「国体狂信主義」(新田均)のように複数の訳語が存在してきた。これは、現代の社会通念としてのカルト認識とは異なり、「カルト」の語に多義的なニュアンスが含まれていたためであろう。ウッダードの議論に関する最新の研究としては、菅浩二「W・P・ウッダードのKokutai Cult 論に関する考察」(『宗教研究』第97巻第2輯、2023年)。
- 12) 木庭題『誰のために法は生まれた』(朝日出版社、2018年) 63頁。
- 13) 平和遺族会について詳しくは、キリスト者遺族の会編『石は叫ぶ 靖国反対から始まった平和運動50年』(刀水書房、2023年)。
- 14) バプテスト連盟については、日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会編『信教の自由・政教分離原則 キリストの平和を求めて』(同発行、2022年)がまとめられた。
- 15) 例えばガザ紛争をめぐり、公園など公共の場に集まって紛争に関する本を読むということが行われている。